

他産業からの介護未経験人材雇用訓練支援事業費補助金 Q&A

Q1 雇用予定の者も対象となりますか。

⇒ A 対象外です。雇用契約締結後に交付申請してください。

Q2 県外の事業所で勤務している介護職員も対象となりますか。

⇒ A 対象外です。交付申請書の提出の時点で県内の事業所で勤務している方が対象となります。

Q3 雇用契約締結後、何日以内に交付申請書を提出しなければいけませんか。

⇒ A 原則として14日以内かつ初任者研修の受講開始前に申請してください。
なお、契約締結後から交付申請書提出までに要した経費は補助対象外となります。

Q4 過去に介護分野で就職していたが、事務職員など介護業務に従事したことがない場合は対象となりますか。

⇒ A 対象となります。

Q5 令和3年3月31日以前に雇用契約を締結した場合も対象になりますか。

⇒ A 原則として対象外ですが、勤務の最初の日が4月1日以降の場合に限り、対象となります。

Q6 派遣職員は対象となりますか。

⇒ A 対象外です。

Q7 既に初任者研修の受講を開始している場合、もしくは研修を修了している場合でも対象となりますか。

⇒ A 対象外です。

Q8 対象となる介護職員の人数に、補助事業者ごとの上限はありますか。

⇒ A 補助対象となる介護職員の人数に上限はありませんが、予算の範囲内での補助となります。

Q9 指導担当職員が複数の場合は事業計画書(様式1-1、様式2-1)にどのように記載したらよいですか。また、手当の上限はいくらになりますか。

⇒ A 指導担当職員が複数の場合は、様式1-1、2-1の指導担当職員の欄に全員の名前を記載し、主務として指導する方に下線を引いてください。

指導手当の補助上限額は、指導担当職員の数に関わらず、未経験者1名に対し月1万円です。指導担当者が2名の場合、2名の指導手当の合計額に対して月1万円が上限額となります。

Q10 初任者研修の実施会場までの交通費等は対象となりますか。

⇒ A 対象外です。その他、振込み手数料、補講料、追試受験料、受講料の分割払いによる手数料等も対象外です。
必須テキスト代及び実習費を含めた受講経費のみが対象となります。

Q11 補講や追試などで初任者研修の修了日が補助対象期間を過ぎた場合でも対象となりますか。

⇒ A 修了日予定日が補助対象期間内であった場合で、補講や追試のために補助対象期間を過ぎて修了する場合は、未経験者の人件費及び指導職員手当のみ対象となります。

Q12 補助金の交付決定後、補助対象期間内に未経験者が退職した場合はどうしたらよいですか。

⇒ A 速やかに県の担当者へご連絡ください。なお、退職の理由が補助対象者(法人)の責めに帰さない場合は、退職の日までに要した経費を補助対象とします。

Q13 補助事業者自らが実施する初任者研修に、当該事業者が雇用する介護職員を受講させる場合も対象となりますか。

⇒ A 対象となります。

Q14 初任者研修の受講料は補助対象法人が負担しなければいけませんか。

⇒ A 原則として、初任者研修の受講料は全額または一部を補助対象法人が負担してください。ただし、Q15 のように補助事業者自らが初任者研修を実施する場合に、受講料を免除する場合は補助事業の対象とします。

Q15 補助事業者自らが実施する初任者研修に、当該事業者が雇用する介護職員を受講させ、受講料を免除とした場合、領収書は添付しなくてもよいですか。

⇒ A 受講料が免除とした場合は、領収書に代えて、受講料を免除したことを証明する書類及び免除した額がわかる書類(免除の通知や規定など)を添付してください。